令和８年小田原市議会９月定例会議案

（議案第７１号～議案第８３号）

令和　８　年　９　月　１　日提出

目　　次

○条例議案

議案第７１号　小田原市行政手続条例の一部を改正する条例……１

議案第７２号　小田原市職員定数条例の一部を改正する条例……３

議案第７３号　小田原市市税条例の一部を改正する条例……４

議案第７４号　小田原市地域センター条例の一部を改正する条例……５

議案第７５号　小田原市生きがいふれあいセンター条例の一部を改正する条例……９

議案第７６号　小田原市保健センター条例の一部を改正する条例……11

議案第７７号　小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例……13

議案第７８号　小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例……15

議案第７９号　小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例……18

議案第８０号　小田原文学館条例の一部を改正する条例……20

議案第８１号　小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例……21

議案第８２号　小田原市体育施設条例の一部を改正する条例……23

議案第８３号　小田原市病院事業の料金等に関する条例の一部を改正する条例……26

条　例　議　案

議案第７１号

小田原市行政手続条例の一部を改正する条例

小田原市行政手続条例（平成９年小田原市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第３項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の１項を加える。

４　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第１６条第１項中「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に改める。

第２２条第３項中「第１５条第３項」及び「同条第３項」の次に「及び第４項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から２週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第２９条中「第１５条第３項及び」の次に「第４項並びに」を加え、「「同項第３号」を「同条第４項中「第１項第３号」に、「同条第３号」を「第２８条第３号」に、「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に、「第１５条第３項後段」を「第１５条第４項後段」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第１５条第３項及び第４項（これらの規定を小田原市行政手続条例又は小田原市職員の退職手当に関する条例（昭和２６年小田原市条例第１６０号）において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

行政手続法が一部改正され、公示による聴聞及び弁明の機会の付与の通知の方法が見直されたことに伴い、本市の条例に基づくこれらの通知の方法についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。

議案第７２号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市職員定数条例（昭和２４年小田原市条例第１００号）の一部を次のように改正する。

別表消防職員の項中「３７５」を「４００」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

消防体制について必要な人員数の確保を図る観点から消防職員を増員するため提案するものであります。

議案第７３号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和５０年小田原市条例第２号）の一部を次のように改正する。

附則第５項第３号中「第１５条第２５項第１号」を「第１５条第２４項第１号」に、「２分の１」を「３分の１」に改め、同項第４号中「第１５条第２５項第２号」を「第１５条第２４項第２号」に、「１４分の１１」を「２分の１」に改め、同項第５号中「第１５条第２５項第３号」を「第１５条第２４項第３号」に、「１２分の７」を「２分の１」に改め、同項第６号中「第１５条第２５項第４号」を「第１５条第２４項第４号」に、「３分の１」を「１２分の７」に改め、同項第７号中「第１５条第３２項」を「第１５条第３１項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の附則第５項の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

３　令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

地方税法が一部改正され、特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置が見直されたことに伴い、本市の固定資産税についてこれに応じた措置を講ずる等のため提案するものであります。

議案第７４号

小田原市地域センター条例の一部を改正する条例

小田原市地域センター条例（平成７年小田原市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第６条に後段として次のように加える。

この場合において、減額後の使用料の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表１の表中「

円 400	円 500	円 500	円 900	円 1,000	円 1,400
800	1,100	1,100	1,900	2,200	3,000
1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600
900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
500	600	600	1,100	1,200	1,700
900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
400	500	500	900	1,000	1,400
2,300	3,100	3,100	5,400	6,200	8,500
1,600	2,200	2,200	3,800	4,400	6,000
1,600	2,100	2,100	3,700	4,200	5,800
900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
400	500	500	900	1,000	1,400
700	900	900	1,600	1,800	2,500
500	600	600	1,100	1,200	1,700
１時間につき５００円					
１時間につき８００円					
１時間につき１，０００円					
１時間につき１，５００円					
9,000	12,000	12,000	21,000	24,000	33,000
１平方メートル１日につき４円					

」を

「

円 450	円 600	円 600	円 1,200	円 1,300	円 1,900
950	1,300	1,300	2,600	2,900	4,200
2,100	2,800	2,800	5,700	6,400	9,300
1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600
600	700	700	1,500	1,600	2,400
1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600
450	600	600	1,200	1,300	1,900
2,700	3,700	3,700	7,400	8,300	12,000
1,900	2,600	2,600	5,200	5,900	8,500
1,900	2,500	2,500	5,000	5,600	8,200
1,000	1,300	1,300	2,700	2,900	4,400
450	600	600	1,200	1,300	1,900
800	1,000	1,000	2,200	2,400	3,500
600	700	700	1,500	1,600	2,400
１時間につき６００円					
１時間につき９００円					
１時間につき１，２００円					
１時間につき１，８００円					
10,800	14,400	14,400	28,800	32,400	46,800
１平方メートル１日につき４．７５円					

」に改め、別表２の表中

「

円 700	円 900	円 900	円 1,600	円 1,800	円 2,500
700	900	900	1,600	1,800	2,500
700	900	900	1,600	1,800	2,500
700	900	900	1,600	1,800	2,500
1,400	1,800	1,800	3,200	3,600	5,000
2,100	2,700	2,700	4,800	5,400	7,500

」を

「

円 800	円 1,000	円 1,000	円 2,200	円 2,400	円 3,500

800	1,000	1,000	2,200	2,400	3,500
800	1,000	1,000	2,200	2,400	3,500
800	1,000	1,000	2,200	2,400	3,500
1,600	2,000	2,000	4,400	4,800	7,000
2,400	3,000	3,000	6,600	7,200	10,500

」に改め、別表３の表中「

円 600	円 800	円 800	円 1,400	円 1,600	円 2,200
900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
600	700	700	1,300	1,400	2,000
600	800	800	1,400	1,600	2,200

」を「

円 700	円 950	円 950	円 1,900	円 2,100	円 3,100
1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600
700	800	800	1,800	1,800	2,800
700	950	950	1,900	2,100	3,100

」に改め、別表備考１中「額」の次に「（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第６条及び別表の規定は、令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から地域センターの使用料の額を引き上げるため提案するものであります。

議案第７５号

小田原市生きがいふれあいセンター条例の一部を改正する条例

小田原市生きがいふれあいセンター条例（平成４年小田原市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

「

円	円	円	円	円	円	円
900	550	550	1,000	2,200	2,400	3,500
200	150	150	200	500	500	700
1,700	1,100	1,100	2,000	4,400	4,700	6,900
700	450	450	800	1,800	1,900	2,800
700	450	450	800	1,800	1,900	2,800
1,900	1,250	1,250	2,200	4,900	5,200	7,600
900	550	550	1,000	2,200	2,400	3,500
1,000	700	700	1,200	2,700	2,900	4,200
500	350	350	600	1,400	1,500	2,100
500	350	350	600	1,400	1,500	2,100
500	350	350	600	1,400	1,500	2,100
1,000	700	700	1,200	2,700	2,900	4,200
500	300	300	500	1,100	1,200	1,800
1,000	600	600	1,000	2,200	2,400	3,600
400	250	250	400	900	1,000	1,400

」を別表中

「

円	円	円	円	円	円	円
1,000	650	650	1,200	2,600	2,800	4,200
250	200	200	250	600	600	800
2,000	1,300	1,300	2,400	5,200	5,600	8,200
800	500	500	950	2,100	2,200	3,300
800	500	500	950	2,100	2,200	3,300
2,200	1,500	1,500	2,600	5,800	6,200	9,100
1,000	650	650	1,200	2,600	2,800	4,200
1,200	800	800	1,400	3,200	3,400	5,000
600	400	400	700	1,600	1,800	2,500
600	400	400	700	1,600	1,800	2,500

」に改める。

600	400	400	700	1,600	1,800	2,500
1,200	800	800	1,400	3,200	3,400	5,000
600	350	350	600	1,300	1,400	2,100
1,200	700	700	1,200	2,600	2,800	4,200
450	300	300	450	1,000	1,200	1,600

」

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から生きがいふれあいセンターの使用料の額を引き上げるため提案するものであります。

議案第７６号

小田原市保健センター条例の一部を改正する条例

小田原市保健センター条例（昭和６３年小田原市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円	円	円	円	円
900	1,100	1,000	2,200	2,400	3,500
500	700	600	1,400	1,500	2,100
900	1,100	1,000	2,200	2,400	3,500
400	500	400	900	1,000	1,400
1,000	1,400	1,200	2,700	2,900	4,200
2,000	2,800	2,400	5,400	5,800	8,400
700	900	800	1,800	1,900	2,800
1,400	1,800	1,600	3,600	3,800	5,600
3,300	4,400	3,900	8,800	9,400	13,800

」を

「

円	円	円	円	円	円
1,000	1,300	1,200	2,600	2,800	4,200
600	800	700	1,600	1,800	2,500
1,000	1,300	1,200	2,600	2,800	4,200
450	600	450	1,000	1,200	1,600
1,200	1,600	1,400	3,200	3,400	5,000
2,400	3,200	2,800	6,400	6,800	10,000
800	1,000	950	2,100	2,200	3,300
1,600	2,000	1,900	4,200	4,400	6,600
3,900	5,200	4,600	10,500	11,200	16,500

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、令和９年４月１日以後の利用施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の利用施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から保健センターの使用料の額を引き上げるため提案するものであります。

議案第７７号

小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例

小田原市梅の里センター条例（平成４年小田原市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表１の表中

「

会議室	２室に仕切って使用する場合	Ａ室	円 410	円 510	円 510	円 1,030	円 1,150	円 1,560
		Ｂ室	510	620	620	1,350	1,350	1,880
	上記以外の場合		920	1,130	1,130	2,300	2,400	3,350
和室			510	620	620	1,250	1,250	1,770
体験加工室			1,350	1,770	1,560	3,660	3,870	5,750
大会議室			2,610	3,660	3,130	6,800	7,220	10,470

」

を

「

会議室		Ａ室	円 450	円 600	円 600	円 1,200	円 1,300	円 1,800
		Ｂ室	600	700	700	1,600	1,600	2,200
和室			600	700	700	1,500	1,500	2,100
体験加工室			1,600	2,100	1,800	4,300	4,600	6,900
大会議室			3,100	4,300	3,700	8,100	8,600	12,500

」

に改め、別表２の表中

「

ホール	２室に仕切って使用する場合	Ａ室	円 730	円 980	円 830	円 1,930	円 2,030	円 3,030
		Ｂ室	460	620	570	1,250	1,350	1,980
	上記以外の場合		1,190	1,600	1,400	3,180	3,380	5,010
会議室			360	460	410	930	980	1,460
調理実習室			250	360	300	670	730	1,100

」

を

「

ホール		Ａ室	円 850	円 1,100	円 950	円 2,300	円 2,400	円 3,600
		Ｂ室	550	700	650	1,500	1,600	2,300

会議室	400	550	450	1,100	1,100	1,700
調理実習室	300	400	350	800	850	1,300

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、令和９年４月１日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から梅の里センターの利用料金の上限額を引き上げるため提案するものであります。

議案第７８号

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

小田原市生涯学習センター条例（平成１８年小田原市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第８条に後段として次のように加える。

この場合において、減額後の使用料の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表１の表を次のように改める。

１　センター本館使用料

(1) ホール

区分	午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分
入場料(会費)を徴収する場合	円 15,600	円 20,400	円 20,400
入場料(会費)を徴収しない場合	7,800	10,200	10,200

備考

１　器具使用料については、教育委員会規則で定める。

２　２以上の基本時間（この表の時間の区分における時間をいう。以下同じ。）にわたって使用する場合の当該２以上の基本時間の間の基本時間以外の時間に係る使用料については、これを徴収しない。

(2) 会議室等

区分	午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分	午前９時～午後５時	午後１時～午後９時３０分	午前９時～午後９時３０分
大会議室	円 1,400	円 1,800	円 1,800	円 3,700	円 4,000	円 5,900
第１会議室	450	600	600	1,200	1,300	1,900
第２会議室	950	1,200	1,200	2,400	2,700	3,900
第３会議室	450	600	600	1,200	1,300	1,900
第４会議室	450	600	600	1,200	1,300	1,900
視聴覚室	1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600
和室	1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600

茶室	350	450	450	950	1,000	1,500
美術工芸室	1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600
調理実習室	950	1,200	1,200	2,400	2,700	3,900
楽屋	250	350	350	650	800	1,100
暗室	150	150	150	300	300	450
炉室	150	150	150	300	300	450

備考　器具使用料については、教育委員会規則で定める。

別表２の表中

「

円	円	円	円	円	円
400	500	500	900	1,000	1,400
100	200	200	300	400	500
700	900	900	1,600	1,800	2,500
100	200	200	300	400	500
200	300	300	500	600	800

」を

「

円	円	円	円	円	円
450	600	600	1,200	1,300	1,900
150	250	250	400	500	700
800	1,000	1,000	2,200	2,400	3,500
150	250	250	400	500	700
250	350	350	650	800	1,100

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第８条及び別表の規定は、令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料であって、令和８年１０月１日前に納付されたものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から生涯学習センターの使用料の額を引き上げるため提案するものであります。

議案第７９号

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

小田原市尊徳記念館条例（昭和６２年小田原市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第７条に後段として次のように加える。

この場合において、減額後のこれらの額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第１中「

円
２００
１００
１５０
１２０
８０

」を「

円
２５０
１５０
２００
１５０
１００

」に改める。

別表第２中「

円	円	円	円	円	円
1,000	1,400	1,200	2,900	3,100	4,500
1,700	2,200	1,900	4,500	4,800	7,000
800	1,100	1,000	2,300	2,500	3,700
400	500	500	1,000	1,100	1,600
200	300	300	600	600	900
１人１泊につき２，０００円					

」を「

円	円	円	円	円	円
1,200	1,600	1,400	3,200	3,500	5,100
2,000	2,600	2,200	5,300	5,500	8,300
950	1,300	1,200	2,600	2,800	4,100
450	600	600	1,200	1,300	1,900
250	350	350	650	800	1,100
１人１泊につき２，４００円					

」に改め、同表備考１中「得た額」の次に「（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨て

た額）」を加える。

別表第３中「

円 1,000	円 1,400	円 1,200	円 2,700	円 2,900	円 4,200
400	500	500	1,000	1,100	1,600
200	300	300	700	700	1,100

」を

「

円 1,200	円 1,600	円 1,400	円 3,200	円 3,500	円 5,100
450	600	600	1,200	1,300	1,900
250	350	350	650	800	1,100

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第７条、別表第２及び別表第３の規定は、令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から尊徳記念館の観覧料及び使用料の額を引き上げる等のため提案するものであります。

議案第８０号

小田原文学館条例の一部を改正する条例

小田原文学館条例（平成６年小田原市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表中「

円
２５０
１００
１８０
７０

」を「

円
３００
１５０
２００
１００

」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から文学館の観覧料の額を引き上げるため提案するものであります。

議案第８１号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

小田原市郷土文化館条例（昭和３９年小田原市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表１の表中「

円 １，０００	円 １，０００	円 ２，０００
１，５００	１，５００	３，０００
１，０００	１，０００	２，０００

」を「

円 １，２００	円 １，２００	円 ２，８００
１，８００	１，８００	４，２００
１，２００	１，２００	２，８００

」に改め、別表２の表中「

円 １，５００	円 １，５００	円 ３，０００
１，０００	１，０００	２，０００
１，０００	１，０００	２，０００

」を「

円 １，８００	円 １，８００	円 ４，２００
１，２００	１，２００	２，８００
１，２００	１，２００	２，８００

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、令和９年４月１日以後の供用施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の供用施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から郷土文化館の使用料の額を引き上げるため提案するものであります。

議案第８２号

小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

小田原市体育施設条例（昭和３９年小田原市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「小田原市城山三丁目２０番２２号」を「小田原市城山三丁目３０番２２号」に改める。

第８条第３項の表高校生以外の者の項中「２，１００円」を「２，５００円」に改め、同表高校生の項中「１，０００円」を「１，２００円」に改める。

第１０条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天候その他施設の都合により使用することができないとき。

(2) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用の日の２日前までに使用の変更又は取消しを市長に申し出て、市長が許可したとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第１７条第５項前段中「第１０条」の次に「（同条第２項第２号にあっては、城山陸上競技場及び小峰庭球場の使用の変更又は取消しの許可をした場合に限る。）」を加え、同項後段中「第１０条」を「第１０条第２項」に改める。

別表第１の１(1)の表中「３５０円」を「４００円」に、「７００円」を「８００円」に改める。

別表第１の１(2)の表を次のように改める。

(2) 城内弓道場

使用方法	区分	午前９時～午後５時	午後５時～午後９時
専用	市民	１時間につき４００円	１時間につき７５０円
	市民以外の者	１時間につき１，２００円	１時間につき２，３００円
共用	市民	１人１回につき１５０円	
	市民以外の者	１人１回につき４００円	

別表第２の１(1)の表を次のように改める。

(1) 城山陸上競技場

ア　陸上競技場

<table>
<tr><th>使用方法</th><th colspan="2">区分</th><th>午前９時～午後５時</th><th>午後５時～午後９時</th></tr>
<tr><td rowspan="4">専用</td><td rowspan="2">器具又は器材を使用する場合</td><td>市民</td><td>１時間につき１，６００円</td><td></td></tr>
<tr><td>市民以外の者</td><td>１時間につき５，０００円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">器具又は器材を使用しない場合</td><td>市民</td><td>１時間につき１，２００円</td><td>１時間につき１，８００円</td></tr>
<tr><td>市民以外の者</td><td>１時間につき４，２００円</td><td>１時間につき４，８００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">共用</td><td colspan="2">市民</td><td colspan="2">１人１回につき１５０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民以外の者</td><td colspan="2">１人１回につき３５０円</td></tr>
</table>

イ　附属施設

区分	１時間
会議室	２５０円
トレーニングルーム	４００円

別表第２の１(2)の表中「３６０円」を「４００円」に改め、別表第２の１の備考４中「８８０円」を「１，０００円」に、「１，８８０円」を「２，２００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

２　改正後の小田原市体育施設条例（以下「新条例」という。）第８条第３項及び別表第１の規定は、令和９年４月１日（以下「適用日」という。）以後の体育施設の使用に係る使用料について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　新条例第１０条の規定は、適用日以後の体育施設の使用に係る使用料の還付について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

（利用料金に関する経過措置）

４　新条例別表第２の規定は、適用日以後の体育施設の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

５　新条例第１７条第５項において読み替えて準用する新条例第１０条の規定は、適用日以後の体育施設の使用に係る利用料金の還付について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る利用料金の還付については、なお従前の例による。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から城山庭球場及び城内弓道場の使用料の額並びに城山陸上競技場及び小峰庭球場の利用料金の上限額を改定する等のため提案するものであります。

議案第８３号

小田原市病院事業の料金等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の料金等に関する条例（令和７年小田原市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表長期収載品選定療養費の項中「４分の１」を「２分の１」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

令和８年度診療報酬改定により、長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養費の算定方法が変更されたことに伴い、小田原市病院事業における長期収載品選定療養費についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。